

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第13号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例の一部を改正する条例

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例（平成12年岩手県条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第2（第15条関係）			別表第2（第15条関係）		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
[略]			[略]		
法第9条の6第1項の認可の申請に対する審査	[略]		法第9条の6第1項の認可の申請に対する審査	[略]	
			<u>法第12条の7第1項の認定の申請に対する審査</u>	<u>2以上の事業者による産業廃棄物処理認定申請手数料</u>	<u>147,000円</u>
			<u>法第12条の7第7項の認定の申請に対する審査</u>	<u>2以上の事業者による産業廃棄物処理変更認定申請手数料</u>	<u>134,000円</u>
法第14条第1項の許可の申請に対する審査	[略]		法第14条第1項の許可の申請に対する審査	[略]	
[略]			[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。